

社会福祉法人山口県共同募金会 災害見舞金及び特別支援資金支出規程

(昭和35年9月1日制定)

(見舞金の交付)

第1条 社会福祉法人山口県共同募金会（以下「本会」という。）は、風水害、火災(故意若しくは重大な過失によらないもの)その他自然災害により死亡した者及び住家に下記区分の被害を受けた世帯に対し、下記の見舞金を交付する。

ただし、本会が被災市町の被災者を支援することを目的に義援金を募集した場合は、当該市町の被災者については、本規程を適用しない。

区 分	金 額
死亡者	1人につき 金10,000円
全焼、全壊、全損、流失	1世帯につき 金20,000円
半焼、半壊、半損、床上浸水	1世帯につき 金10,000円

2 前項に規定するもののほか、特に必要があると認めたときは、災害見舞金を交付することができる。

3 本会は、次の各号の災害又は自然災害（以下「災害」と総称する。）のいずれかが生じた場合には、第1項の規定にかかわらず、理事会の承認を経て災害被災の規模及び程度に応じて見舞金の額を変更することができるものとする。

- (1) 災害救助法に規定する災害
- (2) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に規定する災害
- (3) 被災者生活再建支援法施行令に規定する自然災害

(見舞金交付の手続)

第2条 見舞金の交付は、共同募金委員会長の報告に基づき、当該共同募金委員会長を経てすみやかに行うものとする。

(特別支援資金の交付)

第3条 本会は、第1条第1項に該当する風水害、火災その他天災若しくは第1条第2項の災害による被害が生じたとき又は緊急に支援を要する事態が生じたときは、理事会の承認を経て、住家の復旧、生活物資の購入又はその他必要な支援のため特別支援資金を交付することができるものとする。

2 特別支援資金の交付は、そのつど定める方法により行う。

(見舞金及び特別支援資金の財源)

第4条 見舞金及び特別支援資金の財源は、災害対策支援資金からこれを支出する。

(専決処分による対応)

第5条 次に掲げる場合は、第3条の規定にかかわらず、会長が専決できるものとし、その結果を直近の理事会に報告するものとする。

(1) 特別支援資金の額が1件につき100万円未満のとき。

(2) 配分委員会において急を要するとされ、会長がこれを認めたとき。

附 則

この規程は、昭和35年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月14日から施行する。